

株式会社バロン こもれびの森マロンケアサービス 介護予防訪問介護サービス運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社バロンが開設する「こもれびの森 マロンケアサービス」(以下「当事業所」という。)が行う介護予防訪問介護サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者、その他のサービスの提供に当たる従業員(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 当事業所は、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業所、保険医療サービス、又は福祉サービスを提供する者及び関係市町村との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境及びご希望の把握に努め、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
2. 当事業所は、利用者とのコミュニケーションを十分に図るとともに、自立支援の観点から、利用者が自ら家事等を行うことができるよう配慮するものとする。
3. 事業の実施に当たっては、当事業所の訪問介護員等によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
4. 前各項に定めるものの他、介護保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社バロン こもれびの森 マロンケアサービス
- (2) 所在地 富山県富山市今泉西部町2番地5 VIP ハイツ日本海 201 号室

第4条 (従業員の職種、員数及び職務内容)

当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、当事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うものとする。また、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 3名以上
サービス提供責任者は、当事業所に対するサービスの利用申込みに係る調整、利用者の状態・意向の把握、訪問介護員等に対する利用者情報の伝達・技術指導、サービス内容の管理、介護予防訪問介護個別援助計画書の作成及び地域包括支援センターとの連携を行うものとする。
- (3) 訪問介護員等 3名以上
訪問介護員等は、当事業所が雇用する介護福祉士、訪問介護員研修課程修了者等の資格を有する者であってサービスの提供にあたりとともに、利用者の状況をサービス提供責任者に対して報告するものとする。

第5条 (営業日及び営業時間)

1. サービス提供
 - (1) 営業日：365日
 - (2) 営業時間：24時間

注) サービス提供時間は、事前に地域包括支援センターにより計画された介護予防サービス支援計画に基づくものとし、原則として緊急に依頼された介護予防訪問介護の提供は行わないものとする。
2. サービス受付
 - (1) 営業日：月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)
 - (2) 営業時間：午前9時～午後6時

注) 電話により、24時間連絡が可能な体制を取るものとする。

第6条（介護予防訪問介護の内容）

当事業所は、介護保険法に定める一連のサービス行為区分の中から、介護予防サービス支援計画に基づき、指定された時間帯に選択されたサービスを提供するものとする。自立支援の観点から、本人が出来る行為は本人が行い、生活面に係る支援、身体に係る支援に対しできない部分について目標を持ちながら援助するものとする。

第7条（介護予防訪問介護計画）

1. サービス提供責任者は、利用者の心身及び生活の状況を調査し、利用者及びそのご家族と協議して介護予防訪問介護計画書を作成するものとする。但し、介護予防サービス支援計画が作成されている場合には、当該介護予防サービス支援計画に基づくものとする。
2. サービス提供責任者は、介護予防訪問介護経過記録表の作成につき、その内容について利用者又はそのご家族に対して説明し同意を頂くとともに、作成した介護予防訪問介護経過記録表を利用者に交付するものとする。
3. 当事業所は、介護予防訪問介護経過記録表にそって計画的にサービスを提供するものとする。
4. 当事業所は、利用者の要望等により、介護予防訪問介護経過記録表の変更又は中止の必要がある場合は、状況調査等を踏まえ協議し、医師又は地域包括支援センターの助言及び指導等に基づいて、介護予防訪問介護経過記録表を変更又は中止するものとする。

第8条（サービス提供の記録）

1. 当事業所は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な事項を、利用者の介護予防訪問介護経過記録表に記載するものとする。
2. 当事業所は、サービスを提供した際には、具体的に実施したサービス内容等を記録し、利用者又はその家族による確認を受けるものとする。

第9条（利用料その他費用の額）

1. サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、原則として、定められた本人の負担割合に応じて1～3割を利用者から受領するものとする。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額、（介護報酬告示上の額）全額とする。なお、当該利用料の額は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
2. 利用者との契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額改定が必要になった場合には、改定後の金額を適用するものとする。この場合、当事業所は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとする。
3. 通常のサービス提供実施地域外の厚生労働大臣の定める地域に居住する方へのサービスを行った場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算にあたり、所定単位数の5%を加算するものとする。
4. サービスを提供するために、利用者宅に自動車で訪問する場合において、やむを得ず有料駐車場等を使用する場合には、その駐車場代は、利用者から支払いを受けることが出来るものとする。
5. 前項目の規定による費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を交付して説明を行い、その同意を得るものとする。
6. 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付するものとする。
7. 介護報酬にかかる算定基準が改正され、「サービス利用にかかる自己負担額」に対して「介護職員処遇改善加算」を加算したものを利用料金として請求するものとする。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、 富山市全域 とする。

第11条（緊急時等の対応）

訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

第12条（事故発生時の対応）

1. 当事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、当事業所が住所を有する市区町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3. 株式会社パロンは、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条（秘密の保持）

1. 当事業所の従業員が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密は、正当な理由なく第三者に漏らしてはならないものとする。なお、この守秘義務は、当該従業員退職及び契約終了後も同様とする。
2. 当事業所は、当事業所の従業員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
3. 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
4. 当事業所は、利用者及びそのご家族の個人情報に関しては、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い開示又は訂正するものとする。

第14条（苦情処理）

1. 当事業所は、サービスの提供に対する利用者又はそのご家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、その他必要な措置を講ずるものとする。
2. 当事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 当事業所は、提供した介護予防訪問介護に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市区町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 当事業所は、市区町村からの求めがあった場合には、前項の記録の内容を市区町村に報告するものとする。
5. 当事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
6. 当事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第15条（虐待防止に関する事項）

当事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 当事業所において、従業員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施するものとする。
- (3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第16条（身体拘束等の禁止）

1. 当事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
2. 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由その他必要な事項を記録するものとする。
3. 当事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

第17条（職場におけるハラスメントの防止）

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

第18条（会議等における情報通信機器の活用）

当事業所は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うこと

ができるものとする。

第19条（業務継続計画の策定等）

1. 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に託し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条（衛生管理）

当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

第21条（身分を証する書類の発行）

当事業所は、従業員に身分を証する書類を携行させ、従業員は初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第22条（その他運営についての留意事項）

1. 当事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、その業務体制を整備する。

①採用時研修	採用後1ヶ月以内
②継続研修	年12回（月1回程度）
2. 当事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録並びにサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。また、利用者もしくは連帯保証人の請求に応じてこれを開示し、又はその複写物を交付するものとする。
3. この規程に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は、株式会社バロン介護事業部と当事業所の管理者との協議に基づいて決定するものとする。

附則 この規程は、平成20年7月1日より施行する。

附則 この規程は、平成20年12月8日より施行する。

附則 この規程は、平成21年12月16日より施行する。

附則 この規程は、平成22年10月12日より施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附則 この規定は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成30年8月1日より施行する。

附則 この規程は、平成30年10月1日より施行する。

附則 この規程は、令和1年10月1日より施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和6年6月1日より施行する。